

## SWC 推奨歩数計 認証要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、保健事業で正しく歩数計が活用されるための環境整備に寄与することを目的として、スマートウェルネスコミュニティ協議会（以下「SWC 協議会」という）が策定した「保健事業で用いられる歩数計の推奨基準」に基づき、申請者の歩数計を「SWC 推奨歩数計」として認証するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「歩数計」とは、体幹装着型の歩数計並びに歩数計測アプリを搭載するウェアラブル機器及びスマートフォン等をいう。

### (認証の基準)

第 3 条 SWC 推奨歩数計は、次の (1) 及び (2) のいずれをも満たすことを要件とし、かつ (3) も満たすことが望ましいものとする。なお、この要綱が施行される前に発売された既存の歩数計については、次の各号と同等の試験結果を申請者が示したときは、各基準を満たすものとする。

#### (1) 短距離歩行調査

日常の歩行環境下で、100 歩以上の実歩数と歩数計の計測値との比較調査を、複数人を対象として 100 人（回）以上実施し、その差が平均±5%以内であること。

#### (2) 終日装着調査

3 軸タイプの加速度センサーが装備されている体幹装着型の歩数計（JIS 規格を取得したものに限り）と対象歩数計の計測値との比較調査を、複数人を対象として 20 人（回）以上実施し、その差が平均±5%以内であること。

#### (3) JIS 規格（JIS S7200-1993）の試験基準

振動試験装置で上下振動を 1000 回動作させ、動作回数表示値に対する歩数計の計測値との差が±3%以内であること。

### (認証委員会の設置)

第 4 条 SWC 推奨歩数計の認証に関し必要な事項を審議するため、SWC 協議会内に SWC 歩数計認証委員会（以下「認証委員会」という）を置く。

2 認証委員会の員数、委員の選任方法、任期その他必要な事項は、別に定める。

### (申請者)

第 5 条 SWC 推奨歩数計の認証の申請者は、歩数計を保健事業に提供する事業者とする。

### (認証の手続等)

- 第 6 条 SWC 推奨歩数計の認証を受けようとする者は、SWC 推奨歩数計申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、歩数計の試験結果その他の必要書類を添付のうえ、認証委員会が別途定める期限までに、認証委員会の事務局に提出しなければならない。
- 2 認証委員会は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、第 3 条の認証の基準に照らし、SWC 推奨歩数計の認証の適否を決定するものとする。
  - 3 認証委員会は、認証が適当であると決定したときは、当該申請者に対し、認証書（様式第 2 号）を交付するとともに、SWC 推奨歩数計として認証する当該歩数計（以下「推奨機器」という）に関する情報（SWC 推奨歩数計申請書に記載された情報を含む）を公表するものとする。
  - 4 認証委員会は、認証が不適當であると決定したときは、当該申請者に対し、SWC 推奨歩数計棄却通知書（様式第 3 号）によりその旨を通知するものとする。
  - 5 申請者は、第 2 項に基づく認証委員会の決定に対し、不服を申立てることはできないものとする。

（変更の届出）

- 第 7 条 SWC 推奨歩数計の認証を受けた者（以下「取得事業者」という）が、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、SWC 推奨歩数計事項変更届（様式第 5 号）により、SWC 協議会への届出を行うこととする。
- (1) 取得事業者名
  - (2) 推奨機器の名称
  - (3) 推奨機器の仕様（歩数計測の精度に影響する可能性があるものに限る）

（推奨マークの使用）

- 第 8 条 認証委員会は、取得事業者に対し、SWC 推奨歩数計マーク（以下「推奨マーク」という）を、推奨機器又は推奨機器の包装・容器、取扱説明書、広告・宣伝等に使用することを許諾することができる。
- 2 推奨マークの使用範囲、使用期限その他前項の許諾の条件は、別に定める。
  - 3 認証委員会は、取得事業者が前項の条件に違反したと認めるときは、当該取得事業者に対し、当該行為の禁止及び是正を命ずることができる。
  - 4 取得事業者は、第 9 条第 1 項に基づき SWC 推奨歩数計の認証を取り消されたときは、推奨マークの使用を直ちに中止しなければならない。
  - 5 認証委員会は、取得事業者が前項に違反して推奨マークの使用を継続するときは、その差止を請求することができる。

（認証の取消し等）

- 第 9 条 認証委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、SWC 推奨歩数計の認証を取り消すことができる。

- (1) 推奨機器が第 3 条に定める基準に適合しなくなったとき
  - (2) 虚偽の申請により SWC 推奨歩数計の認証を受けたとき
  - (3) 取得事業者がこの要綱の規定に違反したとき
- 2 前項に基づき SWC 推奨歩数計の認証を取り消したときは、認証委員会は、その旨を公表することができる。

(秘密保持)

第 10 条 認証業務に関わった事務局員及び認証委員会の委員は、この要綱に定める場合を除き、認証業務に関連して申請者から開示を受けた秘密情報を第三者に漏洩し、又は認証業務以外の目的で使用しないものとする。ただし、次の各号の情報は、本条の秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後に、SWC 協議会の責によらずに公知となった情報
- (3) 開示を受けた時点で、SWC 協議会が既に保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく SWC 協議会が適法に取得した情報
- (5) SWC 協議会が独自に開発した情報

(費用)

第 11 条 SWC 推奨歩数計の認証申請に要する費用については、別に定める。

(譲渡禁止)

第 12 条 取得事業者は、SWC 推奨歩数計の認証、推奨マークの使用権その他この要綱に基づいて取得した地位若しくは権利を、認証委員会の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。